

あいプラン掲載施策及び具体事業等	担当部署	事業の進行状況						子どもの権利保障の観点	質問・意見等	回答内容
		事業等の概要(目的、対象、方法、課題と対策)	H24事業費(千円)	あいプラン指標	事業の実績や活動量	単位	計画当初(H20)			
1122 中学校部活動外部指導者の活用支援 外部指導者活用事業(外部指導者活用事業交付金)	継続 学校教育課	・目的 各中学校で生徒の体力向上などに向け、外部指導者等の活用により、部活動の場においてきめ細かい、個に応じた指導ができるようにする。 ・対象 市内中学校・市内生徒 ・方法 部活動外部指導者を活用する学校に活用経費の一部を交付した。	予算 120 決算 120		部活動外部指導者活動日数	日	607		育つ権利 外部ボランティア活用の具体的な内容・実績など教えてください。	中学校部活動指導者の補助 中学校4校に指導者を派遣し、野球部、ソフトテニス部、バスケットボール部などの部活動指導を行った。
1123 地域ボランティアの活用支援 学校支援地域本部事業	継続 社会教育課	・目的 学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育て、教育活動の振興や地域における教育環境の改善、充実を図る。 ・対象 花川中、花川南中、花川北中、花川小、花川南小、紅南小、緑苑台小、双葉小の児童生徒、各校在任の方など ・方法 国(道)の補助事業である学校支援地域本部事業を活用し、上記の学校区をモデル校として支援体制を整備し、ボランティアによる学校支援を行う。花川南小においては「あい風寺子屋教室」として、地域在住の方などを講師に、学習や様々な文化・体験活動を実施。	予算 1,320 決算 1,154		学校支援ボランティア活動延べ人数	人	647		育つ権利 「あい風寺子屋教室」での実施模様などを教えてください。	地域在住の方などを講師に、学習や様々な文化・体験活動を実施。 ・年中行事 七夕・お月見、リズム遊び、英語であそび、茶道、生け花など、40回実施した。また、新たな町内会にて、「囲碁と将棋」の体験を実施した。また、広がりをもせている。 ・土曜日や夏休み時等において、主に高学年を対象に「あい風寺子屋 教室サタデー、あい風寺子屋教室サマー・ウィンター」を9回実施し
1221 児童館の中学生への開放 児童館運営事業	新規 児童館	・目的 中学生が安心して過ごせる居場所を提供する。 ・対象 市内居住及び市内の高校に通う中学生 ・方法 子ども来館館では中高生に合わせた利用時間を設定して居場所や活動の場を提供している。また、花川南児童館において夏季休業期間に中学生の夜間開放事業を実施した。	予算 - 決算 -	○	児童館を利用する中学生の年間延べ人数 ※児童館運営事業 43,561千円に計上	人	8,788	6,000	育つ権利 参加する権利	・来館時間や利用内容が異なり、中学生が交流する様子は見られなかった。 ・特別講座(ダンス、コーディネーション運動)においても、高校生のみ、中学生のみの参加となり、交流はなかった。
1222 意見や発表の機会の提供 子どもの居場所づくり推進事業(中学生フェスティバル事業)	継続 子育て支援課	・目的 思春期の子どもたちの居場所づくりの推進を図る。 ・対象 市内の小中学生から高校生(通学者含む) ・方法 民間協働ネットワークを構築し、思春期の子どもが参加企画するイベントを開催した。 ・課題 広域的な中学生の参加。 ・対策 イベントを旧石狩地域、厚田区、浜益区で開催し、幅広く参加を呼び掛けた。	予算 105 決算 105		中学生が参加企画するイベント開催回数	回	1		参加する権利	民間協働ネットワークとは具体的にどのような居場所づくり推進委員会を組織している。 中学生の参加企画の具体例を教えてください。 子どもの居場所に関するNPOや民間団体、学校、行政機関で子どもの居場所づくり推進委員会を組織している。 中学生の参加企画として中学生フェスティバルを開催し、子ども参加プロジェクト事業のIYPの検討結果や市内中学校高校の文化系部活動等の日頃の成果の発表を行っている。
1223 体験や学習の機会の充実 子どもの居場所づくり推進事業(連続講座事業・夜間開放事業)	新規 子育て支援課	・目的 思春期の子どもたちの居場所づくりの推進を図る。 ・対象 市内の小中学生から高校生(通学者含む) ・方法 民間協働ネットワークを構築し、専門講師による文化やスポーツの連続講座を開催した。 ・課題 広域的な中学生の参加。 ・対策 夜間開放を行うことにより、中学生が参加しやすい時間設定をした。	予算 745 決算 745		連続講座開催回数	回	4		参加する権利	民間協働ネットワークとは具体的にどのような居場所づくり推進委員会を組織している。 中学生の参加企画の具体例を教えてください。
1234 子どもの健全育成の推進 次世代育成事業(子ども健全育成事業交付金)	継続 子育て支援課	・目的 青少年健全育成協議会の活動を通して、子どもの健全育成を図る。 ・対象 青少年健全育成協議会 ・方法 子ども健全育成活動を行う団体に交付金を交付し活動を支援した。 活動対象: 非行防止やボランティア体験活動 地域の環境美化活動 地域自治区における子育て・子育て支援活動 地域における世代間交流活動 ・課題 地域によって取組内容に差がみられる。また、基本的な生活習慣などの現代社会の子どもを取り巻く課題をテーマとした取組みの検討も必要。 ・対策 連絡会議を開催し、団体間の情報交換や今日の課題の情報提供などを行った。	予算 310 決算 310		交付対象事業数	件	13		育つ権利	課題にある「地域により取組内容にみられる差」とは具体的に何か教えてください。 交付金交付対象事業が1事業の団体や4事業の団体など事業数に差がある。 連絡会議を開催し団体間の情報交換を行うことで、新たな取組みを連携できるよう努めている。
1261 子どもによる企画・運営参加の検討 子ども参加プロジェクト事業	新規 子育て支援課	・目的 子どもが参加する権利を保障する。 ・対象 市内の小中学生から高校生(通学者含む) ・方法 市内中・高校生で組織するIYP(いしかりヤングプロジェクト)が、ワークショップを通じた施策への提言やまちづくりの企画運営を検討した。 H24年度は地産地消について学び、検討結果を展示発表した。 ・課題 子どもたちのまちづくり参加に対する、さらなる興味関心の向上。 ・対策 検討内容を目に見え形で実現し、興味関心の向上に努めた。	予算 372 決算 304	○	イベントなどに参画した子どもの人数 検討会議に参加した中学生の人数	人 人	144 19	200	参加する権利	IYPの組織はどこにありますか。また展示発表はどのようなものですか。 検討結果を中学生フェスティバル(石狩市民図書館)や、市民文化祭(厚田区・浜益区)で展示発表している。
1316 キャリア教育の支援 キャリア教育の支援	継続 学校教育課	・目的 中学生を中心に児童生徒に将来に向け職業観を育む。 ・対象 市内生徒 ・方法 中学校の生徒が市内の事業所などで2日間程度、職業体験を行う。	予算 - 決算 -		職業体験学習を体験した生徒数	人	638		育つ権利	市内での受け入れ事業先の主なところはどこですか。その後の生徒たちからどんな感想が届いていますか。 受け入れ事業先: 市役所、図書館、幼稚園、保育園、デイサービスセンター、消防署、病院、製菓店、CO-OP、コンビニエンスストア等 生徒の感想:「仕事に対する苦勞が解り理解が深まった。」という感想が寄せられており、充実感をもった感想が届いている。
1318 沖繩県恩納村中学生との交流 沖繩県恩納村交流事業拠出金	継続 総務企画課	・目的 沖繩県恩納村と石狩市の相互の交流を促進する。 ・対象 市内中学校生徒 ・方法 交流する中学生の派遣及び受け入れを行う石狩市・恩納村生徒交流委員会に対し、交流経費の一部を交付した。	予算 280 決算 213		受入回数 受入生徒数	回 人	1 17		育つ権利	石狩市・恩納村生徒交流委員会からの報告書はどのようなものですか、具体的に教えてください。 ・派遣年度ごとに、実行委員会で、交流内容や参加生徒それぞれの思い出などで構成するアルバムを作成している。
1319 奨励プログラムの推進 奨励プログラム推進事業(学校奨励プログラム等推進交付金)	拡充 学校教育課	・目的 各小中学校が総合的な学習の時間などにおいて、市が奨励する「環境教育」「人権教育」「平和教育」「国際理解教育」などの今日的な教育課題に関する教育活動を積極的に実施できるような支援する。 ・対象 市内小中学校 ・方法 上記の教育活動を実施する学校の活動経費の一部を交付した。	予算 5,928 決算 5,593		「奨励プログラム」に取り組みだ小中学校数	校	21		育つ権利	今日的な教育活動の具体的な実施内容を教えてください。 環境問題に関連して、資源リサイクルや自然環境問題についての学習や、人権教育として障がいを持った方への理解と共生について学習している。
1332 食育推進のための連携体制の充実 食育推進のための連携体制の充実	新規 給食センター	実業教諭による食に関する指導と連携し、給食の食材に地産産品を活用した「いしかりデー」を実施し、学校、家庭、地域と連携した食育指導を行った。	予算 200 決算 200		いしかりデー実施回数 食に関する指導の回数	回 回	2 129		育つ権利	「いしかりデー」の具体的な実施内容を教えてください。 実施日程: 9月・10月(年2回) 内容: 石狩産食材を多く使った献立を教材として、生産者・JA職員と実業教諭が授業を実施し給食を児童と一緒に食べる。
1333 食育協働によるプログラムの開発と実践 食育協働によるプログラムの開発と実践	継続 給食センター	天徳大学との協働事業「給食の食べ残しからみた石狩版食育プログラムの開発と運用」 ・目的 学校給食の食べ残しから、給食の量と質の両面から評価を行い、同時に体力・運動能力などの関連性分析から、食育プログラムを開発し、児童・生徒の食と栄養の知識習得、実践能力の向上を目指す。 ・方法 サンプル校を設定し、給食の食べ残し、児童・生徒の体格、体力、身体活動等調査の実施、データ分析結果に基づいた電子教材の作成	予算 0 決算 0		研究事業数	件	1	1	育つ権利	参考データはありますか。また、給食の残処理はどのようにしていますか。 ・参考データについては、研究継続中であり、現時点で公開できるデータはありません。 給食の残処理については、第1給食センターは堆肥化、第2給食センターと厚田給食センターは廃棄している。
1341 性や感染症予防等に関する正しい知識の普及 思春期保健啓発活動の推進	継続 保健推進課	・目的 性行為や性感染症など思春期に多い健康問題について啓発活動を行い、周りの大人からも学ぶ環境作りを図る。青少年の心身の健康の保持、増進を図る。 ・対象 青少年と保護者(思春期問題に関心のある方) ・方法 市民向け講演会	予算 10 決算 0		事業回数 参加人数	回 人	1 51		育つ権利	市民向け講演会の内容を教えてください。 講演は、セクシュアリティ、性被害、具体的な性教育についての内容で実施。

あいプラン掲載施設及び具体事業等	担当所管	事業の進行状況						子どもの権利保障の視点	質問・意見等	回答内容		
		事業等の概要(目的、対象、方法、課題と対策)	H24事業費(千円)	あいプラン指標	事業の実績や活動量	単位	計画当初(H20)				H24実績	H26目標
2123 教育支援教室「ふらっとくらぶ」の機能拡充 関連事業⇒ 教育支援センター事業(不登校児童生徒支援事業)	拡充 教育支援センター	・目的 集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の定着などにより、子どもたちの学校復帰や社会的自立を目指す。 ・対象 市内小中学生 ・方法 個別支援及び集団活動、体験活動等を行った。 ふらっとくらぶにつなげるための関係づくりとして訪問支援を行った。 中学卒業後について継続して高校に通えるようアフターケアを行った。	予算 8,214 決算 7,863		通達指導教室在籍者数	人		12		育つ権利 訪問支援について、具体的に教えてください。	ふらっとくらぶスタッフが、不登校児童生徒宅を訪問し、子どもや保護者と会話をしたり、一緒に遊んだり、悩みを聞いたりすることでスタッフとの関係を構築し、ふらっとくらぶへの通級を促している。	
2126 子どもや保護者などが相談できる場所の周知 関連事業⇒	拡充 こども相談センター	・11月の児童虐待防止推進月間において、市広報紙によるこども相談センターの周知を実施 ・子育て・教育支援「親子の心を知る」カウンセリング講演会においてこども相談センターの周知を実施	予算 — 決算 —		広報11月号発行部数	部		24,700		守られる権利 カウンセリング講演会の内容と、その後の相談件数等に変化はありますか。	・講演内容 教育心理カウンセラーによる『社会全体で子育て家庭を支援する必要性等に関する』講演会(H24.1.20実施) ・こども相談センター相談受理件数 平成23年度 89件(虐待18件) 平成24年度 136件(虐待36件)	
2133 虐待予防マネジメント事業 関連事業⇒ 4か月児健康診査	継続 保健推進課	・目的 子育てアンケートから育児困難な状況及び、虐待の可能性がある要援助家庭を把握し、虐待の発生予防・早期発見に努める。 ・対象 4か月児及び保護者 ・方法 問診票送付時に子育てアンケートを同封、健診時に聞き取りを行い、ハイリスク家庭の援助については虐待予防検討会にて支援を検討した。	予算 — 決算 —		4か月児健診受診数 4か月児健診受診率	人 %		385 99		生きる権利 4か月児健康診査の未受診者への対応などをどのように行っていますか教えてください。	1か月後に文書、電話等で受診勧奨を行い対象の確認を実施。H24年度未受診者4名全て状況確認済み。	
2212 障がいの理解を高める啓発活動 関連事業⇒ こども発達支援センター運営事業	継続 こども発達支援センター	・目的 市民や関係機関等が障がい支援に対する理解を高める ・対象 市民、関係機関(幼稚園、保育所、小中学校、行政など) ・方法 発達障がいに関する講演会を療育、教育連携により開催した。	予算 13 決算 13		参加者数	人		82		守られる権利 育つ権利	こどもにも読みやすい障がいを扱ったマンガ本がありますが、理解を高める案内などに利用していますか。	保護者向けの貸出本の中に、そのような本もあり、理解や啓発に使用している。
2331 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 関連事業⇒ 母子家庭自立支援教育訓練給付金	継続 こども相談センター	・目的 母子家庭の母からの相談を受け、生活・経済的・就労支援を図る。 ・対象 市内在住の母子家庭の母で児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準のもの ・方法 ホームヘルパーやパソコンなどの就労に有利な資格取得に必要な経費の一部を給付した。	予算 150 決算 43	○	自立支援教育訓練給付金利用者の累積(H20年度～) うち資格取得者数の累積	人 人	3 —	2 20	20	育つ権利	父子家庭への支援について『母子家庭自立支援教育訓練給付金事業』及び『母子家庭高等技能訓練促進費等事業』については、平成25年度から要綱改正し、父子家庭も対象としている。(H25年9月現在、父子家庭の利用実績はありません)	
2332 母子家庭高等技能訓練促進費等事業 関連事業⇒ 母子家庭高等技能訓練促進費	継続 こども相談センター	・目的 母子家庭の母が就業に結びつきやすい国家資格を容易にし、就労支援を図る。 ・対象 市内在住の母子家庭の母で児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準のもの ・方法 看護師や介護福祉士などの国家資格を取得するため、修業期間中の生活費として給付金を給付した。	予算 23,450 決算 22,611	○	高等技能訓練促進費利用者数の累積(H21年度～) うち資格取得者数の累積	人 人	— —	14 5	10 10	育つ権利	父子家庭に同じ支援はないのですか。助成金以外の支援内容の実態はどのようになっていますか。	・助成金以外の支援について 母子自立支援プログラム事業については、父子家庭は対象外。平成23年、24年はプログラム策定事業としての実績はありませんが、母子自立支援員等の面談において就労に関する相談があった場合は、『ジョブガイドいしかり』(平成22年6月設置)につなぐことにより、相談者の就職へのニーズに対応している。
2333 母子自立支援プログラム事業 関連事業⇒ 母子自立支援プログラム事業	継続 こども相談センター	・目的 母子家庭の母の就労を支援する。 ・対象 市内在住の母子家庭の母で児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準のもの ・方法 母子自立支援プログラム策定員を配置し、ハローワークと連携して、自立するための支援計画を策定し、職業訓練や資格取得、就職に結びつけた。	予算 — 決算 —		プログラム策定件数	件		0		育つ権利		
3117 放課後児童会の整備 関連事業⇒ 放課後児童健全育成事業	拡充 児童館	・目的 共働き家庭等の主に低学年児童を対象に放課後児童会を開設し、生活の場の提供を通じて、児童の健全育成を図る。 ・対象 主に小学1年～3年生(本町、八幡地区には6年生まで受入れ) ・開設箇所数 13箇所(H24年度花川南小学校にはまなす子どもクラブ新設) ・定員 460人(はまなす子どもクラブ新設)より25人、キラキラクラブに15人増員)	予算 73,044 決算 71,096	○	放課後児童会の特機児童数(年間平均) 放課後児童会数 放課後児童会入所定員	人 箇所 人	0 11 375	1 13 460	0 13 460	育つ権利	・学校区別の配置が知りたい。 ・学校別に定員数もはありますか。 ・長期休み時の受け入れのようになっていますか。また、人数増になると思いますが、どのような対策を取っていますか。	・平成25年10月1日現在の状況で回答 ・学校区別の定員、登録児童数については、別紙『平成25年度放課後児童会利用状況』参照 ・花川南小学校区に2人(こたわり特機)、南線小学校区に2人の待機児童が発生している。 ・長期休業期間のみの利用として「一時利用」のしくみがある。1日当たり、各クラブ定員の20%までの児童を受け入れ、場合によっては指導員を増員して対応している。
3132 男性を含めた働き方の見直し 関連事業⇒ 男女共同参画推進事業(就業における男女共同参画啓発事業)	継続 協働推進・市民の声を聴く課	・目的 家庭における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進。 ・対象 社会全体 ・方法 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実践している家庭のPR。	予算 0 決算 0		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度(H23年度実績)				36.3	生きる権利	「ワーク・ライフ・バランス」について、詳しく教えてください。	仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされ、具体的に(1)就労による経済的自立が可能(2)健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会(3)多様な働き方、生き方が選択できる社会」とされています。(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(H19.12仕事と生活の調和推進官民トップ会議策定)